

福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（案）概要

I 制定の理由・背景

再生利用を目的として回収された金属スクラップ等の再生資源物の屋外保管については、法令による規制対象外であり、火災や高積みに伴う崩落の危険性があるほか、保管及び保管に伴う作業時における騒音・振動の発生など、地域住民の生活環境の保全に支障が生じる場合がある。

県では、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図る観点から、再生資源物の屋外における適正な管理を促すため、新たな規制の導入を内容とする条例を制定することとした。

II 条例概要**1 規制対象****(1) 対象物（特定再生資源物）**

再生資源物として収集された下記のもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含み、廃棄物及び有害使用済機器を除く。）

- ・金属又は金属混合物
- ・プラスチック又はプラスチック混合物

(2) 対象事業場（特定再生資源物屋外保管事業場）

再生資源物の取引を行うため、屋外に特定再生資源物を保管する事業場

2 特定再生資源物屋外保管事業場設置者の責務

特定再生資源物屋外保管事業場設置者は、特定再生資源物の屋外保管を適正に行うために必要な措置を講じなければならない。

※事業場の敷地面積にかかわらず、全ての特定再生資源物屋外保管事業場設置者に適用。

3 土地所有者の責務

土地の所有者は、特定再生資源物屋外保管事業場の用に供する土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、県民生活の安全及び生活環境の保全上の支障がないものであることを確認するよう努めなければならない。

4 主な屋外保管の基準

- (1) 特定再生資源物屋外保管事業場の周囲に囲いを設置すること。
- (2) 敷地の外部から見やすい箇所に特定再生資源物屋外保管事業場である旨その他必要な事項を表示した掲示板を設置すること。
- (3) 保管する特定再生資源物の荷重が囲いに直接かかる場合には、囲いは構造耐力上安全であること。また、積み上げられた特定再生資源物の高さは囲いの上端より 50 センチメートル以上低くすること。
- (4) 容器を用いずに屋外保管する場合の積み上げられた特定再生資源物の高さは、原則特定再生資源物の積み上げの勾配比が「1：2」となる高さで、5メートル以下とすること。

- (5) 特定再生資源物の保管に伴って汚水又は油分が事業場外に流出する恐れがある場合にあっては、屋外保管事業場の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離槽等を設けること。
- (6) 騒音及び振動の防止措置を講じること。
- (7) 特定再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼の恐れがあるものが含まれる場合には、適正に回収し、処理すること。
- (8) 保管単位面積を1箇所当たり200平方メートル以下にし、隣接する再生資源物の保管単位の間隔は2メートル以上にすること。(保管単位の中に仕切りが設けられている場合を除く)
- (9) 特定再生資源物がその他の物と混合するおそれのないように区分して保管すること。

※(1)、(2)の基準は敷地面積100平方メートルを超える特定再生資源物屋外保管事業場のみに適用。その他の基準は敷地面積にかかわらず全ての特定再生資源物屋外保管事業場に適用。

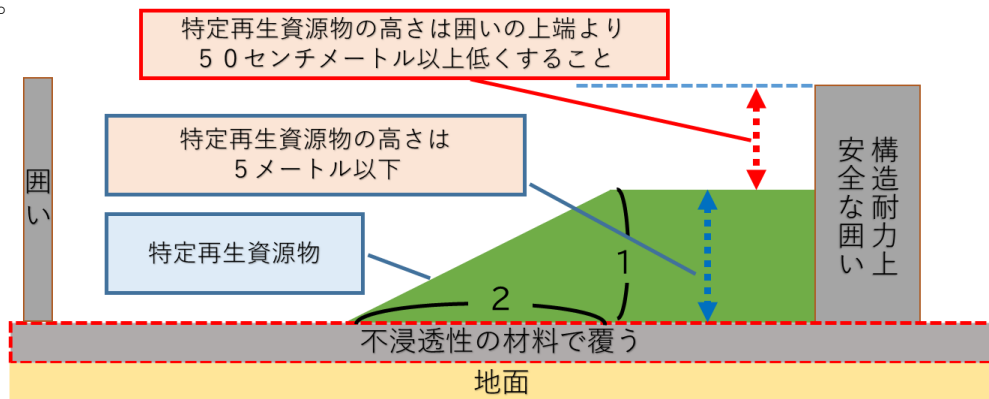


図1 積み上げられた再生資源物の荷重が囲いにかかる場合

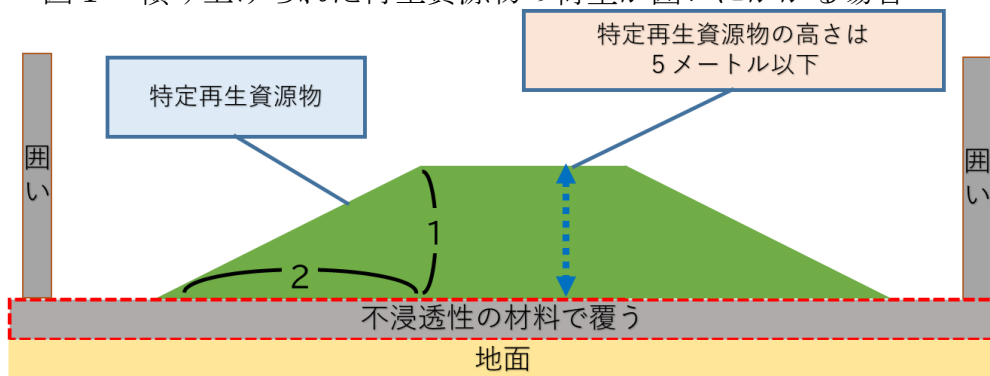


図2 積み上げられた再生資源物の荷重が囲いにかからない場合

5 事業の許可等（許可の要件等）

(1) 事業の許可

敷地面積が100平方メートルを超える特定再生資源物屋外保管事業場を設置しようとする事業者は、設置する屋外保管事業場ごとに、屋外保管に関する計画その他の必要な事項を記載した申請書を提出し、許可を受けなければならない。

また、許可の有効期間は5年とし、更新の許可を受けなければその効力を失う。

(2) 使用前検査

特定再生資源物屋外保管事業場の完成後、使用前検査に合格した後でなければ使用してはならない。

(3) 住民等への周知

特定再生資源物屋外保管事業場を設置しようとする者は、あらかじめその設置について、住民説明会その他適切な方法により周辺住民等に対し周知しなければならない。

6 許可の基準

- (1) 特定再生資源物屋外保管事業場が、上記4その他の基準に適合すること
- (2) 申請者が特定再生資源物の適正な屋外保管の遂行が期待できる者であること
※廃棄物処理法と同等の欠格要件を設定。

7 行政処分等

知事は、特定再生資源物屋外保管事業場設置者に対して、以下の処分等を行う。

また、知事は、命令又は許可取消を行ったときは、当該特定再生資源物屋外保管事業場設置者の氏名又は名称、住所等を公表することができる。

	区 分	内 容
(1)	勧 告	屋外保管が保管基準に適合しないときや、違反行為をしたとき等に、必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
(2)	命 令	勧告を受けた特定再生資源物屋外保管事業場設置者が勧告に係る措置をとらなかったときや、事故等により県民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じたとき等に、勧告に係る措置や応急の措置を講ずる旨を命令することができる。
(3)	許可取消	欠格要件に該当したときや命令に違反したとき、不正の手段により許可を受けたとき等は許可を取り消さなければならない。 屋外保管が保管基準に適合しなくなったとき等は許可を取り消すことができる。
(4)	報告徴収	条例の範囲において必要な報告を求めることができる。
(5)	立入検査	特定再生資源物屋外保管事業場、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の検査、関係者への聴取調査をすることができる。

※(3)は敷地面積 100 平方メートルを超える特定再生資源物屋外保管事業場設置者のみに適用。
その他は敷地面積にかかわらず全ての特定再生資源物屋外保管事業場設置者に適用。

8 現場責任者

特定再生資源物屋外保管事業場設置者は、特定再生資源物屋外保管事業場ごとに、現場責任者を置かなければならない。

※敷地面積にかかわらず全ての特定再生資源物屋外保管事業場設置者に適用。

9 関係行政機関等への照会等

知事は、この条例に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、協力又はその職員の同行を求めることができる。

10 手数料

許可申請の際に、申請者から手数料を徴収する。

11 罰則

下記の違反行為に対し罰則を設ける（法人両罰あり）。

※地方自治法に基づき県の条例で規定できる最高刑は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

罰則	違反行為
2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	(1) 許可を受けずに屋外保管事業場を設置した場合 (2) 不正に許可を取得した場合 (3) 措置命令（火災その他事故の発生時の措置命令を除く）に従わなかった場合 など
6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	(4) 検査を受ける前に、屋外保管事業場を使用した場合 (5) 火災その他事故の発生時の措置命令に従わなかった場合 など
30万円以下の罰金	(6) 届出を行わなかった又は虚偽の届出を行った場合 (7) 報告を行わなかった又は虚偽の報告を行った場合 (8) 立入検査を拒否、妨害又は忌避した場合 (9) 立入検査時の質問に虚偽の答弁を行った場合 など

※(5)、(7)～(9)は敷地面積100平方メートル以下の特定再生資源物屋外保管事業場設置者にも適用。
 その他は敷地面積100平方メートル超の特定再生資源物屋外保管事業場設置者のみに適用。

12 条例の施行日

条例の公布の日から約3か月後

13 既存事業者に対する経過措置

この条例の施行の際、特定再生資源物屋外保管事業場を設置している者は、条例施行日から1年以内の届出により許可を受けたものとみなす。

14 許可のフロー

